

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会 有料老人ホームの定義に関する追加意見

高齢者向け住宅における「食事の提供」と有料老人ホームの定義について、
自立した高齢者が食事の場所も内容も自由に選べる住宅は、現行の「有料老人ホーム」の
定義から外すことが適切ではないか



一般社団法人
高齢者住宅協会
Senior Housing Association

住宅・住生活部会長 宮本 俊介

前提：現行の
有料老人ホームの定義

- ①食事の提供、
- ②介護(入浴・排泄・食事)の提供、
- ③洗濯・掃除等の家事の提供、
- ④健康管理

いずれかのサービスを提供すると、
有料老人ホームに該当

高齢者向け住宅の多様性に配慮した有料老人ホームの定義の見直しについて

■ 概ね事業者から提供される食事に依存する要介護の入居者が暮らす高齢者向け住宅

生活を営む上での基礎である食について、要介護等の状況により、入居者の選択肢が少なく、事業者への依存度が高く、事業者が責任をもって安定的に提供する必要がある場合の「**食事の提供**」について、有料老人ホームの定義を適用することが適切

■ 自立期の入居者が**自身の意志で**、食事の場所も内容も**自由に選択できる**住宅

< 選択の例 >

- 自室のキッチンで調理 : 近隣のスーパー等で食材を購入、自身の好みで調理から楽しむ
- 近隣のレストランで外食 : 外出途中で近隣の食堂で気分に合わせて食事をする
- 併設の食堂を利用 : ライフスタイルや体調に合わせて手軽に食事を済ませることが可能

上記のような選択肢があり、自立した高齢者が食事の場所も内容も自由に選べる住宅は、現行の「有料老人ホーム」の**定義から外す**ことが適切

自立期の入居者が暮らす住宅も「有料老人ホーム」に該当する現状は、追加の設備の設置や人材確保によるコスト増で、事業者の多様な事業展開及び入居希望者の住み替え先の選択肢を狭めてしまう

ご参考:ADL低下等の場合の対応体制について

検討会において、ご指摘のあった入居者が心身の状況等の変化があった場合について

【住み替えに対する相談体制の例】

入居相談から一貫した担当者が、様々なご事情により住み続けることが困難となった場合の住み替えについて、入居者本人・ご家族と相談・サポートする体制をとっています。
スムーズな住み替えの結果、当該住宅入居者の平均要介護・要支援の構成比は概ね変化なく推移しています。

